

豊能秘第703号  
令和3年3月18日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中宏和様  
同 北大阪地域協議会  
議長 溝口博己様  
同 豊能地区協議会  
議長 荒木紀久様

豊能町長 塩川恒敏

## 2021(令和3)年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

令和3年1月8日付け標記要請につきまして、下記のとおり回答します。

### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

#### (1) 就労支援施策の強化について

＜補強＞

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について（秘書人事課）

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

（回答）

大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画に基づく、就職氷河期世代の方々の実態やニーズに沿った必要な支援を福祉部局と連携しながら支援できるよう努めます。

＜継続＞

② 地域での就労支援事業強化について（農林商工課）

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

（回答）

大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図り、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

## <継続>

### ③障がい者雇用の強化について（秘書人事課）

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は 16 年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は 43.1% と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウィルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が 0.1% 引き上げられる予定もあることから、9 月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。

(回答)

庁内の職域開発、職場環境の改善に課題はありますが法定雇用率の順守に努めます。

所属の正規職員による相談等を受ける体制は整えています。

## (2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

### <補強>

#### ①女性活躍推進について（住民人権課）

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を町民に分かりやすい資料等で公表し、町の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす町の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的な施策を盛り込むこと。

(回答)

平成 25 年 3 月に策定した「第 2 次豊能町男女参画プラン」をホームページ等で公表しています。新たな計画の策定の際には、固定的性別役割分担意識の根絶につながる施策を盛り込めるよう努めます。

### <新規>

#### ②女性活躍推進法の改正について（農林商工課）

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、町内事業者に対する働きかけを行い、2022 年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

(回答)

女性が活躍できる労働環境の整備を町内事業者に働きかけること、「一般事業主行動計画」策定対象事業者が拡大されることを関係機関とともに周知します。

## (3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

### <継続>

#### ①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について（農林商工課）

「働き方改革関連法」に関連して、2021 年 4 月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は 2020 年 6 月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで 2022 年 4 月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNS や A.I を活用した 24 時間対応可能なシステム等を検討

すること。

(回答)

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知を図ります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について（農林商工課）

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

(回答)

町商工会や関係機関と連携し支援に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について（農林商工課）

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

(回答)

町商工会や関係機関と連携し、就労支援に取り組んでまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について（農林商工課）

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(回答)

関係機関と連携して仕事の魅力を発信し、人材確保・人材育成に努めます。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて（秘書人事課）

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

(回答)

職員が働きやすい環境整備に向けたより良いサポート体制について、職員衛生委員会で協議しています。また、関係機関との連携や患者支援に係る情報提供を進めます。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について（農林商工課）

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

町商工会と連携し、町内企業を支援してまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について（農林商工課）

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(回答)

町商工会と連携し中小企業への周知や支援に取り組みます。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について（農林商工課）

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(回答)

町商工会と連携し中小企業の要請に応じ、必要な対策に努めます。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について（総務課）

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう町としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、町のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

(回答)

大阪府のホームページにおいて、中小企業の事業継続計画（BCP）に関する記事が多く掲載されています。このことを町商工会や防災協定を締結している町内業者と連携して周知を図るとともに、BCPの必要性と策定の啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）（農林商工課）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しづ寄せ』防止のための総合対策」（しづ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

(回答)

町商工会と共に町内各事業所へ適切な運用が行われるように、周知徹底に努めてまいり

ます。

#### ＜補強＞

##### (3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）（行財政課）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

（回答）

本町では総合評価入札制度及び公契約条例については、検査評定制度の拡充や技術力評価等の専門的知識を有する職員の育成等の課題があり導入できていませんが、今後も住民福祉及び適正な労働条件の確保等に配慮しながら、公正な契約・入札制度改善に取り組んでまいります。

#### ＜新規＞

##### (4) 「中小企業振興基本条例」の早期制定について（農林商工課）

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

（回答）

関係機関と条例の必要性等を協議します。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### ＜継続＞

##### (1) 地域包括ケアの推進について（★）（健康増進課）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料とともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、町民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

（回答）

地域包括ケアシステムの実現には、介護サービスの利用者が必要なサービスを選択することができるよう、様々な在宅や施設サービスを計画的に整備していく必要があると考えています。今後も引き続き、営利・非営利を問わない多様な事業主体をはじめ、地域に根ざした住民参加型組織など、サービス事業者の参入促進に努めます。

また、地域包括ケアシステムが地域の実情に沿った体制となるよう、高齢者をはじめ医療や介護を受ける立場にある住民等に対して、十分に周知を行い進めています。

#### ＜継続＞

##### (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について（健康増進課）

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組

んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広くPRする取り組みを行うと。また、町民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

健康寿命の延伸をめざした健康づくり事業や、大阪府などの関係機関と連携した生活習慣病の予防や意識向上につながる取り組みを強化していきます。

また、健診の受診率向上と早期発見のため、健診機会の確保に努めるほか、事業者健診等他法令に基づくデータについても収集に努め、同時に、大阪版健康マイレージ事業との連携を検討し、関心をもってもらえるよう広報や周知方法について、さまざまな機会を捉え充実に努めます。

### (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

#### ① 医療人材の勤務環境と待遇改善について (秘書人事課)

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(回答)

公立の総合病院は開設していないが、国保診療所があり、そこで働く者の働きやすい時間の調整や環境づくりに努めます。

<継続>

#### ② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて (健康増進課)

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(回答)

医師不足や医師の偏在は、医療サービスの水準を確保することが困難な状況になり、特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み育てる上で大きな課題となります。

このため、医師の地域や診療科の偏在を解消し、住民が安全で安心な医療を受けられる体制の構築に向け、大阪府や医師会等と連携して医師の地域医療機関への定着に向け取り組んでまいります。

### (4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

#### ① 介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて (保険課)

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(回答)

介護職員等の処遇改善・人材確保については、本町においても課題の一つととらえ、ホームヘルパーはじめ高齢者保健福祉及び介護保険に関わるすべての職種・人材の資質向上に努めるほか、ボランティアやNPOなど多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援してまいります。

また、事業所に対する情報提供や介護職員処遇改善加算等の取得に関する支援に合わせ、職員の意欲の向上につながるキャリアアップの仕組みづくりや介護・福祉職に対するイメージアップを図るために取組みについても、大阪府等と連携しながら進めてまいります。

<継続>

## ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について（健康増進課）

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関であることから、その機能を十分に発揮することができるようセンターの体制強化に努めます。

また、介護サービスを必要とする家族に対する相談・支援体制を図る観点から、センターでの相談機能体制の充実を図ります。

## (5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

### ①待機児童の早期解消に向けて（こども育成課）

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(回答)

現在、本町におきましては3名の待機児童がおりますが、令和3年4月1日時点では解消する見込みです。小規模保育事業等の地域型保育事業施設は、町内にありません。施設の申請があった時点で基準等十分に協議してまいります。

<補強>

### ②保育士等の確保と処遇改善に向けて（こども育成課）

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

正規職員の定年退職の補充を新規職員の採用で補い適正な配置に努めており、配置先職場においては、研修機会の確保に配慮しています。また、労働条件や職場環境については、職員組合と協議をしながら改善に努めています。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて（こども育成課）

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

本町単独で実施するには困難な状況ですが、施設の整備や人員確保等について努めます。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について（こども育成課）

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

本町内には企業主導型保育施設はありません。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について（義務教育課）

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(回答)

子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりについて、今後も関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について（こども育成課）

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施

している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

今年度も11月にオレンジリボンキャンペーンの啓発活動を実施し、同月には虐待防止講演会も実施しています。

また、「子育て世代包括支援センター」（基本型・母子保健型連携）に、さらにワンストップ相談窓口を置いて、利用者がサービスを円滑に利用できるよう環境整備を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで地域の特性に応じた切れ目のない支援を行っています。

<新規>

**⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について（保険課）⇒（健康増進課）**

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(回答)

小児救急患者が適切な救急医療を受けることができるよう、北摂地域の4市2町が連携し、豊能広域こども急病センターを開設しています。小児救急患者が一年を通して休日、深夜、早朝であっても必要な初期救急医療が受けられる体制の充実に努めます。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

**(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上（教育総務課）**

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

(回答)

教員の長時間労働の是正につきましては、校務支援システムの導入、部活動の休養日や夏休み中の学校閉庁日の設定、留守番電話の導入など、教員の負担軽減に取り組んでおり、在校等時間の上限の遵守に努めます。

<継続>

**(2) 奨学金制度の改善について（★）（教育総務課）**

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、町における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(回答)

日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金制度が拡充されるよう、大阪府と連携し国に対し要望してまいります。町単独事業としての奨学金返済支援制度の創設につきましては、本町の厳しい財政状況下では困難です。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて（住民人権課）

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

(回答)

引き続き、住民への啓発活動やその他対応を検討してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて（住民人権課）

L G B T 等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I (性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、町においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

多様な価値観を認め合うために、豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等とも連携し、啓発活動に取り組んでまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて（住民人権課）

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等と協力し、さらなる啓発活動等に努めます。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について（行財政課）

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点か

ら、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

本町においては、現在の投票所（期日前投票所も含む）以外の候補施設について、投票所の広さや立地等の課題があり、新設や移設は実現しておりませんが、民間施設など候補を広げ、有権者に配慮できるよう取り組んでまいります。また、投票時間の弾力的な設定についても、時間別の投票者数をもとにより多くの有権者が投票の機会を得られるよう取り組んでまいります。投票方法については、要請に基づき、検討してまいります。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について（まちづくり創造課）

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

(回答)

ふるさと納税の使途については、寄附者の意思に沿った運用が必要です。引き続き、寄附者が選択した使途に沿って運用してまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）（環境課）

食品ロス削減にむけて、町民に対し「食べ残しがゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

(回答)

食品廃棄物（食品ロス）の削減については「第2次豊能町ごみ処理基本計画」において減量と資源化目標を達成するための施策の一つに「適量購入の促進（食品ロスの削減）」として掲げています。「適量購入の促進を図ることにより、食品ロスの削減につなげよう」ということで、住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品などの発生を抑制していきたいと考えています。

「3010運動」などを周知するために、年末年始や歓送迎会の時期にホームページ等で啓発し「食べ残しがゼロ」を住民はもとより職員に至るまで意識付けしてまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について（環境課）

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

「フードバンク」については、余剰食品が、それを必要としている団体や組織に行き渡るような仕組み作りができるか、関連事業者等に働きかけ取り組んでまいります。

## <継続>

### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について（住民人権課）

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

（回答）

消費者庁や大阪府消費生活センター等関係機関との情報共有を図りながら、消費者教育の推進に関する法律の基本的な指針に従いながら、引き続き消費者市民社会を目指す消費者教育の啓発に取り組んでまいります。

## <補強>

### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について（総務課）

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乘じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

（回答）

特殊詐欺事案とその対策など防犯情報については、警察署等から情報入手直後に登録制メールでの注意喚起や、情報量等を踏まえ町広報紙やホームページ等への啓発記事の掲載を行っています。

また、今年度は中止となりましたが、例年、とよのまつりでの防犯啓発ブースの設置や住民集会の場でのミニ講座等も実施しています。

なお、自動通話録音機の貸し出しや詐欺対策機能付電話機の購入補助については、現時点では行っていません。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

## <継続>

### (1) 交通バリアフリーの整備促進（まちづくり創造課）

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

（回答）

駅のエレベーター・エスカレーターの維持管理・更新費用に対する財政支援措置については、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行います。

## <継続>

### (2) 安全対策の向上に向けて（まちづくり創造課）

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

（回答）

鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長などについては、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行います。

## <新規>

### (3) キッズゾーンの設置に向けて（建設課）

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

（回答）

本町では、今後も通学路等における歩道等の歩行空間の整備や交通安全教育活動等の推進を図ります。

具体的には、通学路等における歩道等の歩行空間の整備として、学校や地元自治会などからの要望を受け、本町、所轄警察署など関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な歩行空間の確保に努めています。

また、就学前教育・保育施設が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、関係機関と連携を図りながら、まずはキッズゾーンの必要性について調査を行い、各施設からの回答を踏まえたうえで関係機関と協議を重ね、設定を検討、促進に努めます。

さらに、キッズゾーン設定の目的は、自動車の運転手等に対する注意喚起や意識啓発を行うものであることから、今後も関係機関と協力して啓発活動を行うなど、交通安全に努めます。

## <継続>

### (4) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）（総務課）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・設備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具

体的に示すこと。

(回答)

住民の防災意識の向上を図るため、防災情報のホームページや広報紙への掲載のほか、防災マップの全戸配布、防災出前講座の実施、地区防災訓練の支援などを実施しています。防災情報の伝達手段としては、防災行政無線、ホームページ、登録制メール、おおさか防災ネット等を通じ周知を図っています。

自治会、自主防災組織とともに避難所開設運営訓練を実施しております。今年度はコロナ禍を想定した訓練を実施し、町の避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対応を加えています。

また、避難行動要支援者の名簿を活用した適切な避難行動に繋がるよう更なる体制整備を進めてまいります。

<補強>

#### (5) 地震発生時における初期初動体制について（総務課）

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

(回答)

災害の種類、レベルにより自主参集することは、正規職員には周知しており、基本的には勤務地に参集することとしています。最寄りの自治体に参集することになると、帰属自治体の災害配備に支障が出て、業務が円滑に行えないことになりますので、まずは帰属自治体への参集を優先することになります。よって、安否確認等情報の共有ができ、災害対策本部設置により業務内容が決定しなければ、自宅からの最寄り自治体での災害支援はできないものと考えます。大阪北部地震の際に、出勤困難者が出了ことは把握しており、今後、災害発生時の参集方法や連絡体制の整備を進めてまいります。

<補強>

#### (6) 地域防災対策の連携強化について（総務課）

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

(回答)

町内には、自主防災組織が組織化されていない地区があるため、引き続き組織化を促進してまいります。組織化された自主防災組織には、安否確認、避難誘導、初期消火など可能な範囲で活動されるよう啓発しています。

また、避難所開設運営を地域で担っていただくよう、自治会、自主防災組織と連携し

訓練を実施しています。今後は、毎回訓練内容を充実させるとともに、消防団等各種団体の参加を促進してまいります。

帰宅困難者が多く発生した場合は、国、大阪府、関西広域連合等と連携し、代替輸送や一時避難場所の確保などについて、鉄道事業者に働きかけてまいります。

＜継続＞

(7) 大阪府北部地震に対する継続支援について（総務課）

2018年6月に発生した「大阪北部地震」への支援を継続して行うとともに、国・大阪府に対しても必要な措置を求めること。特に、府域内で同じ全壊、大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差が生じないよう、引き続き検討を進めること。

(回答)

大阪府北部地震での被害に係る必要な措置は、国や大阪府に要望し、激甚災害の指定を受けていないものの、山崩れや土砂災害が発生した地域への必要な措置を受けることになりました。町域に全壊、大規模半壊の被害はありませんでしたが、今後も必要な措置等を国や大阪府へ要望してまいります。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

＜継続＞

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について（総務課）

予測不可能な風水害が頻繁に起り、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

これまで、新興住宅地の緑地法面をはじめ斜面崩落等の危険性がないか点検を実施しておりましたが、昨年の7月豪雨により緑地法面が崩落したことから、豪雨時はもとより定期点検について、より一層努めます。

土砂災害防止策として、土砂災害警戒危険区域を反映した防災マップを作成・周知し、危険箇所の情報提供、住民の危機意識の高揚に努めています。また、地域防災力の向上を目指して、各地区にて自主防災組織の組織化の推進、組織化した防災組織を対象に資器材の助成、地区防災訓練の支援、防災出前講座等を実施しています。

＜継続＞

②災害被害拡大の防止について（総務課）

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、町民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

警報以上の危険な気象情報の発表等があった場合は、町の主催事業は、原則中止又は延期としており、その都度、ホームページや登録制メール等で周知しています。

また、小中学校、保育所、幼稚園では、より詳細な基準を設け、平時より保護者や生徒等に周知を図っています。

平常時の周知に加え、災害発生時の避難所開設の際、避難所でのコロナ対策の状況を周知するとともに、避難者自身が必要な対策を実施のうえ避難するよう周知に努めます。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について（まちづくり創造課）

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

暴力行為の防止を含めた防犯に関する広報・啓発活動に努めます。

また、費用補助等の支援措置については、現在の本町の財政事情等を勘案しますと困難であると考えます。

<新規>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて（まちづくり創造課）

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

(回答)

交通弱者の移動手段として、在宅高齢者等外出支援事業を実施しており、通院、買い物、公共施設への移動を支援しています。移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、現在の本町の財政状況等を勘案しますと困難であると考えます。

<新規>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて（都市計画課）

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

豊能町の水道事業は、平成31年4月1日に大阪広域水道企業団と事業統合し、その運営を大阪広域水道企業団が担い、職員の技術継承及びその基盤強化を図ったところです。

また、その運営には構成団体で組織される運営協議会が設置されており、総会・各部会など定期的に協議する機会が設けられています。

特に水道料金の改定については、事前に当該市町村単位で水道利用者（住民・事業者）代表を含む検討部会が設置され、検討されたのち、企業団の首長会議に諮られ、企業団議会に提案されることとなっています。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

#### ① 医療提供体制の強化（健康増進課）

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

（回答）

感染拡大防止に向けた医療提供体制整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立させるための対策については、今後も引き続き大阪府と連携し取り組んでまいります。

また、適切に診療及び検査を受けられる体制を構築するため、発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を大阪府が指定しています。この医療機関では、発熱等の患者とそれ以外の患者の動線を分け、感染防止対策を講じた上で診療にあたっています。

#### ② 感染者受入れ体制の強化（健康増進課）

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

（回答）

感染者受入れ体制の整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。本町内には、軽症患者及び無症状患者のための宿泊療養施設はありません。感染拡大防止対策については、今後も引き続き大阪府と連携し取り組みます。

### (2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

#### ① PCR検査の拡充（健康増進課）

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

（回答）

PCR検査は、感染者を見つけることで周辺への感染予防対策を十分に行うことができるという点でメリットがあります。

一方で、感染症患者に対する医療体制強化や軽症者等の受け皿の整備等、検査後の対策との兼ね合いのなかでバランスを見ながら実施することが必要だと考えています。

今後の感染状況やワクチン供給の動向を踏まえ検討していきます。

## ②感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底（住民人権課）

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスマントに関して雇用管理上講すべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に従事する医療従事者や国民生活を維持する人々への心ない言葉や中傷、差別的な言動などに対し、正確な知識を得るよう積極的な情報提供と啓発を行い、安定した市民社会の維持や差別のない社会の構築に努めます。

## ③保育・介護施設の事業継続（こども育成課・保険課）

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策を所園や留守家庭児童育成室において徹底し、保育・幼児教育を行ってまいります。休所園については、国や大阪府の要請等を尊重しながら、町として対応してまいります。

また、コロナ禍における介護施設等の事業継続については、人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供が可能とされており、感染症対策を徹底しながら介護サービスを継続的に提供していくための具体的な取り組みについて、情報提供や相談支援に努めています。また、万が一クラスター発生などにより当該事業所・施設のみで対応が困難となった場合には、他事業所からの応援職員の派遣や代替サービスの確保などについて、調整支援や関係団体への協力依頼等、実施してまいります。

## (3) 雇用維持と事業継続について

### ①休業要請の根拠の明示（農林商工課）

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

(回答)

大阪府、町商工会と連携し、要請事業について該当する町内事業者に対して、明確に示し住民への周知に努めます。

### ②労働者の雇用の維持・継続への支援（農林商工課）

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇用を維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確

実際に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

(回答)

大阪府、町商工会と連携し、町内事業者が利用できる政府、自治体などの支援事業をサポートし、助成金の活用等の指導に努めます。

### ③中小企業支援の拡充（農林商工課）

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

(回答)

町商工会と連携し、事業継続を支援し雇用調整助成金の申請手続きなどのサポートに努めます。

### ④不利益を被った労働者への支援強化（農林商工課）

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

(回答)

町各担当課と連携し、住民に生活維持に関する情報の周知に努めます。

## （4）エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

### ①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実（秘書人事課）

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策として、各事業者への支援メニューについて、迅速に周知すると同時に、行政職員自らが、感染予防対策を講じられるよう長時間労働の抑制や職場環境の整備など必要な措置を講じてまいります。

## （5）教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

### ①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保（教育総務課）

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保については、国府の財政支援制度を活用し、学校運営が円滑に実施できるよう必要な備品や衛生消耗品等の確保に取り組んでいます。

## ②学校の負担軽減（教育総務課）

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

(回答)

小中学校の修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援については、国府の財政支援制度を活用し、保護者負担の軽減に努めます。

## ③教員の負担軽減（義務教育課）

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がないよう、大阪府として支援施策を講じること。

(回答)

国・大阪府の補助を活用し、サポート教員の配置や、地域住民等の協力による学習支援や体調管理・消毒作業、登下校の見守りを行っています。今後も国からの補助を活用し教員の負担軽減となるよう支援策を講じていきます。